

専決処分の報告について

(学校における著作物無断使用に係る和解)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定並びに訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日板橋区議会議決）により、下記のとおり、和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

1 事故の概要

区立加賀小学校教諭が作成した第6学年向け学年だより（令和3年5月号、同年7月号、および令和4年11月号）を、校内配付後に同校ホームページ上にも掲載していたところ、同文書中に使用されたイラスト画像計3点が著作物の無断使用にあたるとして、損害賠償請求がなされた。

2 和解の相手方

区外在住 男性

3 和解成立年月日

令和7年4月4日

4 和解金額

金100,000円

5 和解の処理

区と被害者の間に、書面に定めるほか、何らの債権債務が存しないことを確認する合意書を取り交わした。

6 支払い

和解に要する解決金は、特別区自治体総合賠償責任保険の幹事会社である損保ジャパン(株)から、令和7年4月11日に支払われた。